

【機密性2】

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 令和元年9月20日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者 向 井 香津子（千葉地方裁判所刑事第1部判事）

裁判官 内 藤 尚 子（千葉地方裁判所刑事第1部判事）

裁判官 加 藤 優 輝（千葉地方裁判所刑事第1部判事補）

検察官 大 極 俊 紀（千葉地方検察庁検事）

検察官 酒 井 悠 至（千葉地方検察庁検事）

弁護士 飯 田 晃 久（千葉県弁護士会所属）

弁護士 鳩 貝 滋（千葉県弁護士会所属）

1 番 裁判員経験者

2 番 裁判員経験者

3 番 裁判員経験者

4 番 裁判員経験者

5 番 裁判員経験者

6 番 裁判員経験者

7 番 裁判員経験者

8 番 裁判員経験者

議事概要

別紙のとおり

【機密性 2】

(別 紙)

【司会者】

本日は、大変お忙しい中、裁判員経験者との意見交換会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、刑事1部B系の裁判長をしております向井と申します。本日の司会を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日の意見交換会におけるテーマ及びその趣旨について若干の御説明をさせていただきます。本日のテーマは、自白事件と否認事件の量刑における裁判官と裁判員の実質的協働に向けてというものです。このようなテーマを取り上げた趣旨は、量刑に限らず、評議においては裁判官と裁判員が実質的に協働することが求められており、そのためには裁判官と裁判員それぞれがその役割を十分に果たし、忌憚のない率直な意見交換が評議の中で行われることが必要不可欠ということになるかと思えます。裁判官と裁判員が実質的に協働して評議を進めていくために最も重要であることは、審理を通じて当事者である検察官、弁護人による主張、立証の内容が十分に裁判員に理解されているということであり、そこがまずは出発点になるかと思えます。その上で、裁判官からも実質的な協働のために必要な範囲で法令に関する説明など、必要な説明が分かりやすくなされているということも必要になるかと思えます。これらを通して、裁判員において、その事件において判断を求められている事柄が何なのか、評議すべき具体的テーマを理解していただくことが必要になるということになっております。

今回は量刑評議をテーマとしているわけですが、一口に量刑評議と申しましても、自白事件における量刑評議と否認事件における量刑評議では少し課題が異なるのではないかと思います。まず、否認事件における量刑評議については、審理と評議がメインとされる自白事件とは異なって、審理における当事者の活動もまずは事実認定に関する争点に大きく焦点が当てられ、事実認定に関する評議がまずはしっかりと行われているということになるかと思えます。そして、その評議において有罪の判決の結論が出れば、当然量刑についても続けて評議しなければなりません。ところが、否認事件の場合では量刑に関する当事者の主張、立証ということには一定の制約も出てくるということがありますので、量

【機密性 2】

刑を判断していく上で必要な事実について裁判員に十分理解していただくに当たって若干困難な側面や場面というのにも出てくるのかなという気がいたします。また、評議の時間配分という点におきましても難しい場面も出てくることあり得るのかなという感じがいたしております。

自白事件の場合は、当然審理も評議も量刑に焦点が当てられていくわけですが、量刑判断をする上で必要な情状事実の審理がきちんと分かりやすくされているのかどうか、例えば重要な情状事実について書証の読み上げに頼るなどして証人尋問が行われていないなどのために裁判員の方に十分理解していただけなかったというようなことがないのかどうか、ある程度簡潔で足りるような主張、立証を、自白事件ということで必要以上に冗長な審理、あるいは評議の時間が冗長になっていないかという点が逆に課題になってくるのかなと思います。

最後に、自白事件、否認事件の両面においてなんですけれども、量刑事実が持つ意味合いに関するいろいろな事実について審理の中で当事者の方から主張、立証が出てくると思うんですが、そうした事実が量刑を判断する上においてどんな意味合いを持つのかということについて当事者の主張が十分なものであったのかどうか、あるいは量刑評議における裁判官の説明として十分なものであったのかどうか、例えば行為責任と言われる考え方や、併合罪と言われる複数の罪についての考え方などの説明や、量刑グラフの示し方とか、いろんな点が各論的にはあるかと思うんですけれども、そういった点が十分なものだったのかどうかということについても問題になろうかと思えます。

このように充実した量刑評議を実現するためにはさまざまな課題があろうかと思うわけなんですけれども、本日は自白事件で量刑評議に参加していただいた裁判員経験者の方々と、それから否認事件で量刑評議に参加された裁判員経験者の方々においでいただいておりますので、それぞれの審理、評議に参加していただいて感じられた率直な御意見を賜り、実質的に裁判官と裁判員が協働して充実した評議を実現する上で具体的に問題と感じられるような点がどんなところにあったのかということ、あるいはどのような訴訟活動や裁判官の説明があったらうまくいったと感じられるのかなど、具体的に御意見をお聞きして意見交換させていただければなと思っていますところではあります。

【機密性 2】

本日のテーマは量刑評議を考えておるわけですが、この点について率直な御意見を頂戴したいと思っておりますが、皆様方には守秘義務があり、評議の内容にわたる部分についてお聞きしようとするものではもちろんございません。その点は御留意いただいて、評議の運営の仕方とか、説明の在り方とか、当事者の主張、立証活動というものが充実した評議をするためにどういったものが必要なかというところについて率直に御意見を賜ればと思っておりますのでございます。趣旨については以上ということになります。

これから本日御参加いただいております経験者の方々に評議に参加されての感想と自己紹介を兼ねてお一人ずつお話を賜った後、検察官と弁護人、それから陪席裁判官の方から自己紹介と問題意識についてお話しいただき、量刑に関する評議について具体的にお話を進めていければなと思っております。それでは1番の方から評議に参加されての感想と自己紹介、簡単に事件の内容なども説明していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。また、自白事件だったか、否認事件だったか、量刑評議についてどんな感じを持たれたかについても教えていただければと思います。

【1番】

否認事件でした。被告人は、被告人質問の時も何もしゃべらなかったので、検察官の方から出された証拠とか、証人の方々の話から本当にこの人は罪を犯したのかということを確認していかなければなりませんでした。評議には何日間もかかりました。覚醒剤の取引に関する事件だったのですが、覚醒剤を一般の方に売るに当たり、売人という形で実際に違法薬物を売ったのかどうか、家で実際に所持していたかどうかといったことを評議で検証していったという感じでした。

私は、こんなに細かく一つ一つ検証していくんだということにまず驚きました。最初の計画書でたくさんの日数が評議にとられているので、こんなに評議する内容があるのだろうか最初は思っていました。証人が複数人、六、七人いたと思うんですが、その証人の一人一人の細かい話の内容だとか、検察官の出した証拠、それらが本当に事実合うものなのかどうかということを検証していくという大変細かい作業が続いたので、そこは驚きました。でも、それをやっていく中で、私たちの頭の中も整理されていってよかったんじゃないかと思えます。

【機密性 2】

裁判官も分かりやすくリードして下さったので、順を追っていろいろと検証していくことができたと思います。

【司会者】

有罪認定の次に量刑について評議されたと思います。量刑評議について、何か感想等はございますか。

【1番】

私たちは素人なので、例えばこれだけのことをやるとどれ位の刑に服さなくてはいけないのかというのは分からなかったんですが、量刑グラフを参考にさせてもらって、それも裁判官の方がこういう形になっていきますと、いろいろと裁判の内容のポイントを出していただいて、私たちはとにかく分からないので、そうか、そうか、確かにそうだなという感じで量刑グラフを見ながら考えたという形です。

【司会者】

それでは続きまして、2番の方、よろしく申し上げます。

【2番】

よろしく申し上げます。私が担当した裁判は自白事件でした。外国人が外国から成田空港に覚醒剤を密輸したところ、税関で発見されて捕まったというものでした。本人も密輸に関しては認めていたので、あとは量刑に関しての評議が主な内容になったんですけれども、持ち込まれた覚醒剤が1100グラム、1キロちょっとということで、裁判中に検察側が証拠物件として持ち込まれたもの、押収されたものを掲げてみんなに見せた時に、こんなたくさんの量なんだなと思ったのですが、実際の裁判の過去の判例では1キロ位だとそんなに多くないというような話もありました。検察側の求刑については、そういう感じなのかなというのはあったんですけれども、認めているとか、持ち込まれた量ですとか、そういうものを過去の判例で見ると何年が妥当だとかという話で、比較的決めるのはすんなりいったような感じでした。

【司会者】

割と理解しやすい感じだったんですか。

【2番】

はい。

【機密性 2】

【司会者】

3 番の方はいかがでしょうか。

【3 番】

今年の 5 月に殺人未遂の 1 週間ほどの審理を担当させていただきました。私が担当した事件においては、被告人が自首をしていたので、殺人未遂に対する客観的なことは争点ではなく、量刑の方に重きを置いていたのかなというふうに感じました。量刑の方も執行猶予を付けるか付けないかということで、中止犯が成立する、しないという議論をかなりしまして、その後量刑ということで、情状酌量とかその辺を話し合いました。

【司会者】

今中止犯という少し難しい概念が話題に出てきた事件だったということでしたけれど、中止犯についての説明とか、どういう判断をすればそこに結論が出せるのかということとは理解しやすかったですか。

【3 番】

そうですね。かなり説明をしていただきました。

【司会者】

続きまして、4 番の方お願いいたします。

【4 番】

私が担当したのは、覚醒剤の密輸の事件でした。審理自体は 4 日間で、量刑に関する議論というか、話合いはそのうち半日から 1 日位割り当てられていたような感じでした。内容としては、本人が認めて自白しているような状態で、比較的協力的といえますか、積極的に素直にいろいろ話してくださっているようなタイプの事件でした。その中で、弁護側の主張としては、今まで小さいころから家族のためにいろいろ頑張ってきたとか、本質的には人間的には悪い人じゃないんですよというような主張とかもいろいろありました。主な争点となっていたのは量刑の判断のところなんですけれども、初めに前提知識がなかったので、行為責任というんですか、やったこととその人の人間性とか背景みたいなものをどういう重みづけで量刑判断につなげていくのかという感覚がよく分からなかったんですが、行為責任とは何をやったかという事実には重きを置いて考えるものであって、あくまでその背景とか人間性みたいな部分は付随的な部分であ

【機密性 2】

るとか、そういった説明もしていただけたので、そういったことを踏まえた上で、過去のデータとも照らし合わせつつ、自分なりにどれ位かなと冷静に考えられたかなと思っております。

【司会者】

それでは続きまして、5番の方をお願いします。

【5番】

私も素人なのでこういったことは初めてで、事件の詳しい概要は当日ペーパーで知りました。争点は量刑のみで、こういった事件に関してはこの位の量刑が妥当というのを見て評議をしていくという形でした。被告人の方が素直に認めているということもありましたし、被告人の家族が被告人のために出所後の準備をされているという恵まれた方だったので、評議自体も私はすごく簡単に終わると高をくくっておりましたが、意外と皆さんそれぞれの考えがあり、最終的には執行猶予が付くような形になりました。あとは、保護観察を付けるかどうかということで、最初は簡単に決定されるものと思っていましたが、そんなことはありませんでした。考えてみれば人一人の人生に関わることなので、時間をかけるのは当然だと思いました。皆さんも頭が痛くなるほど考えて、最終的に量刑を決めることができました。疲労困憊という感じになりましたけれど、当日出席したみんながよい経験をさせてもらったという意見を持ち帰ったと思っております。私も本当にいい経験をさせていただきました。裁判官の方や弁護士の方、検察官の方の仕事の大変さもよく分かりましたし、得がたい経験でした。

【司会者】

執行猶予を付けるかどうか、保護観察を付けるかどうかというところで悩まれる事件だったということですが、その辺りについてこういったところにもっと説明があればよかったのか、あるいは十分なものだったのかということも後ほどお聞きしたいなと思います。

それでは6番の方お願いいたします。

【6番】

私が担当したのは覚醒剤の密輸に関する事件なんですけれど、外国人の方で日本語が分からず、分からない言語や英語を使っていたこともあり、覚醒剤の事件は短いと思っていたんですが、約3週間かかりました。通訳を通していたため

【機密性 2】

すごく時間がかかってしまいました。しゃべりたくないことに対し黙秘権がありますが、認めていないというか、自分はだまされたとかそういう理由だったんです。日本にはよく分からない理由で来て、結局それで覚醒剤を箱に約2キロ、巧妙にお土産みたいな感じで持たされて、それで空港で見付かったという事件だったのですが、本人は何を聞いても違うことを言う方でした。

結局本人は、最後までだまされたとか、自分は知らないとか、最後まで否定していた感じで、結局最後10分間自分が言いたいことを言う場面では、30分位話をされ、外国人で言葉が分からないというのはつらかったなと感じました。すごくいい経験はしましたが、外国人ってやっぱり裁判するのは大変なんだなというのは感じました。

【司会者】

被告人は、覚醒剤であることを知っていたかどうかというところについて、だまされたということで否認されていたんですか。

【6番】

本人は、箱を受け取った時に見たと言っているのに、聞くと、いや、知らないとか、見ただけとか、覚醒剤とは違う、持っていないとか否定的な方で、そういう方のやり取りを聞きながら判断するのに苦労しました。

【司会者】

否認している中でいろんなことをしゃべられて、それを踏まえながら量刑するのはなかなか難しい点があったということですか。

【6番】

難しかったです。

【司会者】

その辺りをまた少しお聞きできればと思います。それでは続きまして、7番の方お願いいたします。

【7番】

よろしくお願ひいたします。私は、偽造通貨行使と覚醒剤の事件を担当いたしました。この被告人は、覚醒剤に関する別の事件で既に執行猶予がついておりました。前の判決を受けてからわずか1か月足らずでまた覚醒剤をやってしまったというものでした。偽札を使ったことによって、警察官の方が自宅に捜査に入

【機密性 2】

った時に注射器とかそういうものが発見され、2度目の覚醒剤が発覚したということでした。被告人は、コンビニで紙幣を使ったことは認めているんですが、偽札だということは分からなかったということで、覚醒剤の方は本人が認めて反省なさっていたこともあり余り問題になりませんでした。偽札の行使の方は本人が一貫して否認しておりました。防犯ビデオが比較的鮮明に証拠として映っていたり、状況証拠等が結構ありましたので、審理する上においてはそこまで大きな苦労はなかったです。

【司会者】

否認事件ということで、いろんな事実を見聞きされたのかなと思うんですが、有罪の判断をした後、量刑のお話しになったのかなと思うんですが、量刑の審理、判断について何か御苦勞された点はありましたか。

【7番】

ある程度データベースを見せていただいたんで、皆さんも多分そうだと思うんですが、この位の事件だったら大体ここからこの位だよというような判断材料で、おのずから結果が出るのかなとは思いますが、そういう形で結構量刑はスムーズにいきました。

【司会者】

それでは、8番の方お願いいたします。

【8番】

よろしく申し上げます。私が担当させていただいた事件は、覚醒剤取締法違反と関税法違反で、被告人が外国人の方で密輸の事件でした。証人の方も同じ外国人で、通訳していただいた方も外国人でした。

2週間の裁判でした。私たちが求めたかったこと、裁判長の求めたかったことがニュアンスとしてきちんと伝わっているのかなというところで時間が過ぎてしまったのかなというのがあります。被告人の証言、証人の証言などを経て評議に入ったんですが、スーツケースを巧妙に細工して、その中に覚醒剤と合成麻薬というんですか、それを隠して密輸で成田空港で発見されたという事件でしたが、びっくりしたのはスーツケースの細工の跡を見せてもらったり、生まれて初めてなんですけれども、覚醒剤や合成麻薬をビニールに包まれて見せられ、こういうのを見せてくれるんだと思ってびっくりしました。

【機密性 2】

例えば被告人の証言に矛盾がないかとか、そういういろんなことを1個ずつ立証して行って、全員の結論を出しました。評決については、量刑システムをもとに皆で話し合いをして決めていったという形です。

【司会者】

その時の説明の仕方とか内容についてまたお聞きしたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

今1番の方から8番の方までそれぞれお話を伺いました。1番の方と6番、7番、8番の方が否認事件の中で量刑を考えられ、それから、2番の方、そして3番の方は中止の話はありましたけれど、おおむね自白事件という枠組みの中の量刑判断を、4番、5番の方も自白事件の中での量刑判断ということで、少しずつ量刑の評議の仕方も違ったのかなというふうに推察するところではあります。その辺りの感想や悩まれた点を後ほどお聞きしたいと思います。

続きまして、法曹三者の方からの問題意識について、自己紹介を兼ねてお一人ずつお話しただけだと思います。

【大極検察官】

検事の大極と申します。裁判員裁判の問題意識として私が日頃から思っていることは、やはり裁判員の方々、裁判官の方々にいかに分かりやすく伝えるか、事実もそうなんですけれども、特に量刑についてなぜ検察官がこれだけの求刑をするのかという根拠をいかに示すかというところに心を砕いているというところがあります。先ほど来から皆さんおっしゃっているのは、量刑データというのが結構使われていると思うんですが、私も量刑データを参考に求刑を考えているところもありまして、特にそれを論告にもこういった条件、要は検索条件ですかね、単に密輸事件とか殺人事件だけではなくて、こういった形式の条件ですよということを踏まえて検索してみるとこれくらいの刑が妥当であるということやってはいるんですが、そこがいかに説得的に伝わっているかどうかというところについてなかなか分かりづらいところがありますので、今日はそういったところを率直に忌憚ない御意見をいただければと思って参加させていただいております。よろしくお願いたします。

【酒井検察官】

千葉地方検察庁の検事の酒井と申します。本日はよろしくお願いたします。

【機密性 2】

私は検事任官しましてまだ4年目でございますが、携わった裁判員裁判の経験は必ずしも多くはないんですが、これまで私が担当してきた中で量刑についても問題意識というか、常に心がけていることについて3点ほど述べさせていただきます。

まず、一つ目はどういった事実を主張するかという選別の点について、捜査で得られた全ての事実が必ずしも裁判に出ているわけではありません。もちろん当事者として捜査において出てきた事実全て裁判員の方に理解していただいた上で評議をしていただきたいという気持ちもあるんですが、とはいえ限られた時間で充実した議論をしていただく上では、やはり量刑を決めるに当たって重要なものがある程度選別して裁判に出していかないとはいけません。その事実を選別することについて、まず裁判員裁判が始まる前に、準備の段階でどれを残して、どれを今回主張しないでおこうかという選別はかなり苦勞するところがあります。

二つ目については、先ほどどなたかおっしゃっていましたが、量刑を決めるに当たって法律家の中では行為責任とその他情状事実というところで区別をする、つまりやった行為の悪質性だったり結果だったり、なぜその行為をしてしまったかという意思決定に対する非難、そういった部分が量刑の大部分を占め、それ以外のその人の生育歴だったりとか、前科前歴等で一般情状というところで量刑を調整するという考えがあるんですが、新聞等を拝見していると、一般の方の考えの中にはこの人は悪い人じゃないんだからということはどうしても気持ちがそちらに傾いてしまうこともあるかもしれません。裁判官と検察官、弁護人だけでやるものであればそういった行為責任、一般情状ということは暗黙の了解としてありますが、一般の方が評議に関わっていただくとなると、それを適切に伝えること、問題意識、法律家が持っている共通概念を正しく裁判員に持っていただくということの説明を評議における裁判官任せのみならず、当事者も積極的に主張していかなければならないと思って、そこをどう分かりやすく伝えるかということもやはりこれは裁判における主張場面で苦勞するところではあります。

最後に、量刑を決める上で、先ほど来から出ていますいわゆる量刑の分布グラフについてですが、恐らく覚醒剤の密輸のように件数が多く、それを使って評議

【機密性 2】

をすることが比較的容易なものもあれば、例えば偽造通貨など事例が必ずしも多くないものについては、よりどころとなるグラフというものがそこまで事例として多くはないといった場合において、当事者としても量刑、つまり今回についてはこれ位の刑が妥当ですという主張をする時に、そのグラフを使っていくのが妥当かどうか、そうでないかという判断についてもやはり対応を迫られるところであります。

私が裁判員裁判において常に心がけているというか、問題意識として持っている点を三つに分けますとこのような点であります。そのような点について私自身思っていることも踏まえまして、実際に評議に参加された方の御意見、実際どのように考えたのかということをお自身今後の糧にしていきたいなと思いますので、本日は忌憚なき意見をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

【飯田弁護士】

皆さん、こんにちは。千葉県弁護士会の弁護士の飯田と申します。私は、弁護士登録して今年で10年目となります。これまでに裁判員裁判の公判は20件ほど担当しました。量刑評議における点での問題意識なんですけれども、酒井検察官の方で全て述べていたというところではあるんですが、私自身注意している点として、いい量刑評議をしていただくためにどういう事情を取捨選択して主張すべきかであったり、また主張すべきとした点についてどういうボリュームや熱量で主張すべきか、どうすれば裁判員の方々に分かりやすく伝えられて、理解していただけるかとか、そういったところに気を付けてこれまで活動してきたところです。今日は忌憚のない御意見をいただければと思っています。よろしく願いします。

【司会者】

もう一つ問題意識としてお聞きしたいなと思っていますところがあります。否認事件、完全に否認で無罪を主張されている時で、予備的には量刑が問題になり得るという時の悩みとか、そういうところについて何か弁護人サイドからありますか。そこはもう仕方がないという感じですか。

【飯田弁護士】

一つの公訴事実のみを争っている場合、最終的には被告人との相談の上でと

【機密性 2】

ということにはなるんでしょうけれども、やっぱり無罪主張のみで、量刑については触れないというのが一般的な対応にはなるのかなと思います。

【司会者】

今お話しになられたことが前提になろうかなと思うんですが、何かその上で量刑に対してコミットできる部分があるのかなのか、立証で工夫したりというところはあるんですか、そういうところはもうやむを得ないという感じなんですか。

【飯田弁護士】

事案によっては、被告人質問の中で何か味を出せるのであればそういったやり方もあるのかもしれませんが、明確に無罪主張している中で、当然弁論では量刑の主張はできません。

【鳩貝弁護士】

千葉県弁護士会の弁護士の鳩貝と申します。私は今年で7年目の弁護士になりまして、裁判員裁判はこれまで4件担当しております。否認事件、自白事件いづれも担当しております。やはり分かりやすさというところが一番弁護人としては、検察官も同じですが難しいところで、やっぱり皆さんに分かりやすく大事なところをお伝えするために情報を取捨選択して主張するというところが大事になってくるんですが、それが足りないとか、逆にここが分かりづらいとか、そういったところがあったかどうかというのが今日伺いたいところです。

否認事件に関しましては、やはり情状に関しては主張ができないので、まさに飯田弁護士がおっしゃっていたように、被告人質問の中でその人の生い立ちですとか境遇とか、情状に関するところでお話しできるのであれば、否認事件であってもそういったところも聞いていくといったところで意識はしております。それをどのように評議の中で裁判官、裁判員の皆さんが考えてくださっているかというところは気になるころではあります。

【司会者】

一通りそれぞれの御経験と、それから問題意識を検察官、弁護人からお聞きしました。ここで、陪席裁判官からも問題意識について少し提示していただいた上で意見交換を更に深めていければと思います。

【内藤裁判官】

【機密性 2】

刑事1部B係で右陪席をしております内藤と申します。本日はよろしくお願
いいたします。私は一昨年の4月から裁判員裁判に関わらせていただいている
んですが、量刑評議に際しては、裁判員の皆様の率直な感覚を十分引き出して、
それを議論するというのを大切に考えているところであります。そういうふう
な感覚を表明していただいて議論をしていただくためには、やはり感覚を抱け
るだけの十分な情状事実が分かりやすく立証されている必要があると思います
し、またどういう位置付けなのかということが分かった上で議論した方がより
深く議論ができるかなというふうに思っております。ですので、今回議論する対
象となっている量刑に関する事実の立証の在り方とか、それに対する当事者の
説明が分かりやすかったか、また裁判官による説明が分かりやすかったかなど
について皆さんの御意見を伺った上で、今後の量刑評議の中で自分がどうい
う形で関わっていけるのか考えたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願
いいたします。

【加藤裁判官】

刑事第1部裁判官の加藤と申します。本日はよろしくお願いいたします。今回
は量刑評議ということで、裁判官の方から量刑の考え方だったり、今の話の中
でもありました量刑のデータ、グラフだったりを見ながら評議をしていったかな
と思うんですが、そういった裁判官の説明というのが、各自の御意見が十分に述
べられるほどに十分な説明になっていたのかどうか、理解しにくいところはな
かったのかどうか、そういった点についてお聞きしたいというのと、それから量
刑評議をしていくに当たって率直に皆さんが難しかったなと感じられたりとか、
困ったなというふうに感じられる点がもし何かあったのであれば、そこに工夫
の余地があるかなと思いますので、そういった点もお聞きして今後の執務に生
かしていきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたしま
す。

【司会者】

それでは、一通り問題意識を共有させていただいたかなと思いますので、もう
少し具体的なところを意見交換させていただければと思います。量刑に関する
審理について、量刑に関する当事者の主張が十分なものであったのかどうか、あ
るいはもう少しこういうことを主張してほしかったとか、主張の仕方について

【機密性 2】

何か工夫の点があったのかどうかという辺りを少しお聞きしたいと思います。場合によっては量刑評議における裁判官の説明と絡めていただいても構いません。この辺りについて少し内藤裁判官から質問の趣旨について御説明をお願いいたします。

【内藤裁判官】

当事者の検察官や弁護人が論告や弁論で刑を決めるに当たって考えてほしい重要な事実というのを指摘すると思うんですが、実際それを聞いて、なぜその事実を量刑上考慮することができるのか、その位置付けについて理解できたのかどうかというところをお聞きしたいと思っております。その点について当事者の十分な説明があつて理解できたということなのか、それとも裁判官から説明を受けて初めて分かったという流れだったのか、お話を伺えたらと考えております。

特に5番の方の事案では社会的な制裁を受けている事実とか、あと被害者と示談が成立した事実が指摘されていて、そういうところについて当事者から主張されても納得することができず疑問を持ってしまったが、説明を受けてやっと分かったという形なのか、それともそういうような説明なしで十分な議論ができたのか、そういう観点で、そういう事案があつたかどうかについてお話を伺えたらなと思ひまして問題提起させていただきました。

【司会者】

5番の方の事件が強制わいせつ致傷ということで、量刑のみが問題になって、弁償や示談が一方であり、奥さんとの離婚という社会的制裁もあつたという主張の受けとめとか、その意味合いについて当事者の説明、あるいは裁判官からの説明があつたのかなかつたのか、あつたとしてどんな理解をされたのかという辺りを教えていただければと思います。

【5番】

裁判においては、被告人側の情状証人として奥様もお出でになりましたし、お兄様もお出でになられまして、そのお二人の意見は確かに心に迫るものもありました。とはいえ、起こした事件については間違いようのない悪質なものでありまして、被害者の方も切々と心情を訴えられておりました。それと刑を減刑するということはまた別問題ですが、初犯であるということや社会的な制裁と

【機密性 2】

して仕事を失ってしまったこと、御家族とも仲がよくお兄さんもすごく弟の将来を慮って示談金や職場も用意し、自分が監視するという話であり、そういった恵まれた出所後の環境ということも、私にとっては情状にはなりました。とても大変な介護の現場に長年勤められて、資格も取っていらして、ものすごく苦勞して頑張っているという仕事をしていたということは分かりました。

【司会者】

今、論告と弁論それぞれの立場での量刑事実に関しての御主張というお話があったと思うんですが、理解は十分した上で、その後の評価について皆さんで議論できたという感じですか。

【5番】

そうですね。

【司会者】

量刑において重視してほしい事実という形で、おそらく自白事件では弁護人から出ているでしょうし、否認事件であっても検察官から量刑上こういうところを重視すべきだという事実がある程度出ているのかなと思います。その辺りの分かりやすさですとか、説明ぶりなどについて何かお気づきの点やこういうところを改善した方がいいんじゃないかとか、こういうところが分かりやすかったという御意見があればどなたか御発言いただければと思います。

【6番】

今回、外国人の被告人の言っていることがころころ変わってしまい、本当のことを言っているのか、聞いていることについて何も理由を言ってくれなくて、その時に検察官の方がうまく書類を出してくれて、質問の中でフォローしてくれました。

【司会者】

言語化が難しい人だったということですか。

【6番】

通訳の人が入っているのですが、本人は分かっていると思うんですが、聞いていることについて全然話してくれなかったんです。その時、検察官が証拠を出してくれてフォローしてくれました。検察官の説明がすごく分かりやすかったです。

【司会者】

【機密性 2】

弁護人のストーリーの作り方については伝わっていなかったんですか。

【6番】

本人に認知症があれば弁護のしようがあったんですけど、1年間もメールをしている人が認知症なわけがないと思いました。

【司会者】

事実認定のところですね。認知症の主張があって、そこがそもそも違っていたということですか。

【6番】

認知症があるから、この人は運び屋としてだまされたということでした。弁護人からは認知症の主張があるけれども認知症はなかった。

【司会者】

その部分があるから、よって立つ事実が違うので、弁護人の主張というのはなかなか伝わりづらかったということですか。

【6番】

伝わりづらかったです。外国人の事件はこんなに難しいんだなと思いました。

【司会者】

外国人の難しさも感じられたということですね。

【6番】

日本人ならこんなには難しくいかないだろうなと感じました。ちょっと今回弁護側はかわいそうでした。

【司会者】

事実認定に争いがあると、なかなか弁護側の話が伝わりにくい場合があるんだなという感じですか。

【6番】

被告人本人が何を言っているのか分からなかったから、検察官側がすごくよかったですと感じました。

【司会者】

7番さん、何かありますか。

【7番】

被告人の方がほとんど表現なさらなかったんです。聞かれたことに対してぶ

【機密性 2】

つぶつというような感じでした。検察官の方は、いろいろ証拠とか挙げられて、私の感じたところでは非常に分かりやすく事件の流れというか、そういうものをやってくださったなというふうに思います。逆に弁護人の方は、ぶつぶつ話す中で被告人の供述が変わるものですから、その辺で御苦労なされたのかなと思います。

裁判の期間を短くするために公判前整理手続をおやりになっていると思うんですが、その手続の中で、私たちに分かりやすくするためにいろいろ証拠を選別して私たちの前に出しているような感じだと思うんです。裁判の期間が長くなるとやはり裁判員の負担とかもあるので一概にはちょっと矛盾しているように言えないんですが、もうちょっと切り捨てられたというか、我々のところに伝わってこなかった、その辺りもうちょっと中身が欲しいなと思いました。

【司会者】

知りたいと思われる事実も少しあったということでしょうか。

【7番】

はい。

【司会者】

具体的にはどういったことですか。

【7番】

最後まで、偽札を闇金から借りて駅前で受け取ったというだけで、本当に消化不良だったんです。例えば誰かが作ったわけですね。

【司会者】

そういう背景の事実となることがあればという御趣旨ですか。

【7番】

はい。ですから、そこまで検察の方も踏み込めなかったのかは分かりませんが、とうとう出てこなかったです。

【司会者】

なぜ分からないのか、分からないなら分からないということで仕方がなくても、そういう事情についてもちょっと知りたかったという感じですか。

【7番】

はい。

【機密性 2】

【司会者】

量刑に関する考え方や説明について、裁判官あるいは当事者の方から、否認事件だと当事者からの説明がなかなか難しいのかなと思うんですが、例えば量刑について、考え方を理解する時間や評議の時間は十分でしたか。

【1番】

結局事実認定はできたので、やったことに対する罪というのはこういうものだとか機械的にはできたんですが、被告人が何もしゃべらなかったということで、情状という面は余りよく入ってこなかったです。もうちょっと欲しかったのは、例えば弁護人の方が今までの経歴なり育った環境なり分かっているならば、そこで言っただけであればどういう人物かというのも分かって、そういった事実を踏まえて量刑の判断ができたかもしれません。また、審理の途中で外国から家族が見えたんですが、いつも傍聴席に座って私たち裁判員に訴えかけるような目で被告人は悪いことをしていないんだよと訴えかけてくるわけです。裁判官が最後に言いたいことは何かありますかと被告人に話した時、家族のことに關しては口を開いたんです。今までどういうふうに育ったとか、自分でぽろぽろと涙を流しながら話したんです。それは自分の罪を後悔して言ったのか、こういう場に立たされた自分の不当を恨んで流した涙なのかはちょっとよく分からなかったんですが、そういう情状に関わる何かが弁護人の方から出てくれば、検察官もそうなんでしょうけれども、一見そんな悪人には見えなかったし、事実だけじゃなくて何かもっと分かれば私たちも考える余地があったかなと思います。やっぱり家族の訴える目とか、そういうことで多少心動かされる場所もあったりしたので、そういう事実プラスアルファというのがすごく大切なんだなということが感じられました。

【司会者】

もちろん行為責任の説明などもあって、事実が中心だということは分かっているらっしゃるけれども、人物像やその周辺のところについてはにじみ出るものが最終陳述位しかなかったという感じだったのでしょうか。その点当事者の主張というところで何か自白事件については逆に主張が多過ぎるとか、少な過ぎるとか、そういった観点はいかがですか。

【4番】

【機密性 2】

私が関わった事件だと、論告も弁論も結構分かりやすく整理されていたなという印象です。その中で強いて挙げるとしたら、弁護人側の主張の話なんですが、今回この事件は麻薬密輸の運び屋として逮捕された人が二人いて、ちょっとお互いに協力してというか、ガムテープみたいなものでお互いの体に巻きつけ合っただけという協力関係があった上で、ただその指示を受けたという指示系統は別という事件だったんですけれども、弁護人側の主張の一つとして、たまたま一緒にいたけれど、その二つは独立した犯罪だから、密輸した量、トータルは二人合算じゃなくて、半分で割った量がこの人の罪と考えられる量ですよという主張がありました。個人的には、これはちょっと無理があるかなという弁護側の主張をねじ込まれると、素人は特に混乱しちゃうので、そこはちょっと悩ましいなというのは正直なところです。

【司会者】

今お話があったのは、自白事件の中で考慮すべき事情ということで弁護人の方から幾つか主張があった中で、若干無理のある主張というものがまぎってきた時に、それがかえって評議を混乱させて、通らないような事実の主張なり情状の主張というのをあえてするのはどうなのかなと、そんな疑問を持たれたということですかね。その辺り何か弁護士サイドからやむを得ない部分とかがあるんでしょうか。どういう事情を主張するか、立証するかということについての取捨選別ということだと思っただけですけれど。

【飯田弁護士】

飯田です。なかなか難しいところで、事案であつたり被告人の意向によるかは思うんですが、先ほど私も冒頭で述べさせていただいたとおりどういう事実や事情を主張するか、その取捨選択で、あとはそのボリュームにもよるのかなと思うんですけど、それが主戦場みたいな形で繰り広げられていると、やっぱりそうやって困惑される事態になりやすいのかなと思います。その辺りの主張をするかしないか、するとしてもどういうボリューム、熱量などでやるかというところによるのかなと思います。

【司会者】

今の御意見について、2番の方は先ほどどうなずいていらっしゃるように見えたんですけれども、無駄な主張のように感じられるようなところがあったんで

【機密性 2】

すか。もしよろしければ御紹介いただきたいと思います。

【2番】

弁護側の量刑の主張、情状酌量の主張で、外国人の母親が母国で年老いた母親の手術費の借金の返済の工面のために犯罪を起こしたという主張があり、実際に本当に手術をしたのかとか、その手術費の明細、そういったものは一切何も出されていませんでした。話だけでその話の真偽というのは疑わしいんだけど、被告人がそういった主張をしていることは正しいものだという前提で話を進めないといけないというのがちょっと苦しかったというか、こっちでも疑わしいと思う部分もありました。本当だったらそういったことは情状酌量の余地になるのかもしれませんが、その裏づけが欲しいのにその裏づけまで立証というか、証拠が出ていないので、その状態でそれを勘案するというか、そこがどうしたらいいのかなというのはありました。

【司会者】

外国人の事件という制約もある中での弁護活動で大変なところもあるのかなと思うんですけども、言ってみれば被告人の言いつ放しみたいな形のストーリーについて、どの位信憑性を持ったものとして捉えるべきなのかどうなのかというところに自白事件であっても難しさを感じられたということですかね。その辺りの弁護人の主張の仕方についてはいかがですか。

【2番】

ちょっと矛盾というか。

【司会者】

矛盾について少し説明し切れていないような印象を持たれたということですか。

【2番】

はい。

【司会者】

量刑の主張に関して若干御意見をお聞きしたところですが、これと非常に密接に絡むところで、当事者の立証として量刑の事実についてどんなふうに御覧になられていたか、それに絡めて主張のところも併せて後ほど御意見をいただければと思います。

【機密性 2】

続いて、量刑事実の立証に関して、先ほども少し被告人の話している内容についての裏づけの立証などについて出せるものはなかったのかとか、あるいはその主張の組立てということについての御意見もあったところですが、今回量刑のみが争点とされた事件について、誰かの話を聞いてみたかったとか、そういった観点で少しお聞きしたいなと思います。内藤裁判官から質問の趣旨を明らかにしていただきたいと思います。

【内藤裁判官】

量刑のみが争点となった事案において、その量刑事実について十分立証がされる必要があると思うんですが、それをよく知っている証人であるべき、例えば共犯者であったり、被害者であったり、そういう方が実際審理に呼ばれなかったという事案があるかと思います。そういう際に、もっとその方が来てくれたら心証がとれたのにとか、もっとこういうことが聞きたかったのにとか、情状に関する立証について、これをしてほしかった、これが足りなかったとか、そういう問題ないしは当事者に対する希望というものを抱いている事案があったら、その点について御紹介いただきたいなと思うんですが、そういう感想をお持ちになられた方はいらっしゃいますか。

【司会者】

例えば3番の方は殺人未遂の事案だったとお聞きしているところなんですが、例えば被害者御本人が来られたとか、そういうことはあったんでしょうか。

【3番】

なかったです。

【司会者】

それについてはどんなふうに思われましたか。多分供述調書という形での説明になっていたのかなと思うんですが、その辺りどんな印象を抱かれたとか、もしよろしければお願いいたします。

【3番】

特にそこについては議論にはならなかったです。呼んだ方がよかったんじゃないとか、呼んでもらった方がよかったという議論は一切なかったです。自首して認めていたので、そこについては特に何も触れなかったです。

【司会者】

【機密性 2】

どんな犯行態様だったのかという辺りも、それは専ら被告人質問で明らかにされたという感じですか。

【3番】

そうですね。

【司会者】

特にそれで疑問を感じるようなことはなかった事案だったんですね。

【3番】

なかったです。おそらく相当事前に検察の方と弁護士の方が話をされてまとめられた書類があったんで、それに対して本人も何も否定をしなかったですし、ですから余りそこは議論にはならなかったと記憶しています。

【司会者】

細かい点も含めてそこに事実の争点の中身としてはなかったということですかね。

先ほど4番の方から共犯者がいる事件、共犯者の持ってきたものも併せて責任を負うというような事案について御紹介いただきましたが、共犯者の話を聞きたかったとか、そういうような印象はありませんでしたか。

【4番】

そういった意見はありました。実際に共犯者の方とちょっとコミュニケーションをとりながら犯行に及んでいた経緯があって、そんな中で今回の事件について、二人のどちらが主体的というか、どっちがリーダー格だったのかとか、そういう関係性の話も少し出てきていたんです。ただ、実際に情報としては今日の前にいる被告人の方からしか得られないので、もう一人の方が実際にどういうふう感じていたのかとかは見えない中でどう捉えるかという部分はあったかと思えます。

【司会者】

他にもどなたか担当された事件の中で量刑上判断する上での重要な事実、争点があって、それについてどんな審理がよかったのかということについて何か御意見がもしあれば教えていただければと思います。

それでは3番の方よろしくお願いたします。3番の方は、殺人未遂で中止未遂という少し難しい概念も入ってくる内容でした。

【機密性 2】

【3番】

自首して自白もしているし、事実関係も争いがないということで、中止犯という言葉ってみんな多分分かっていなくて、その事実については検察の方も弁護士の方も主張されていて、裁判官の方が中止犯の定義みたいな話をされて、過去ではこういう場合は中止犯成立していますというような事例を挙げられて、それらを鑑みて客観的に皆さんどう判断されますかというような話の流れで、最終的にはみんな十分理解した中で判定をしたというふうには思っています。

【司会者】

立証のところから若干離れますが、当事者からも中止犯という概念について御説明があったということなんですが、それで足りていたのか、それでは足りなくて、裁判官の説明というものが必要になっていた状況だったのか、その辺りはいかがですか。

【3番】

当事者が、中止犯がどうのということでは多分なかったと思うんです。その行為自体が弁護側は成立する、検察側は成立しないというような流れだったと思います。なので、客観的事実が裁判官のおっしゃられた内容についてどう妥当性があったかという話ししかしていないので、当事者が具体的な話をどうのこうのというのはしていないんです。

【司会者】

当事者から説明もあってもよかったかなという印象をお持ちか、別にそこはそれで裁判官の説明で足りていたという印象なのかというのはいかがでしょうか。

【3番】

いろんな話をされた方でしたけれど、脱線された話もされたりとか、いろいろかなりの時間をしゃべられた方でした。その話された内容、それが弁護側や検察側の方が言っている客観的な事実と相違がない話でしたので、特にそこに疑問点であったり、それに加えて何かを求めたりということは議論にはなっていませんし、私もそれは感じていません。

【司会者】

この辺り当事者の方から何かこういうところをもう少し裁判員の方々に聞いて

【機密性 2】

てみたいということはありませんでしょうか。今のところに限らず、主張、立証関係でいかがですか。

【大極検察官】

検察官の大極でございます。今中止犯という法律の専門家にとっては聞き慣れた言葉ではあるんですけども、それについて3番の方はそんなに混乱しなかったということでしたが、検察官の説明、それから弁護人の説明で何か混乱するようなことがあったかどうか、要は検察官が言っていることと弁護人が言っていることについて、何か捉え方が食い違っているんじゃないかとか、そこで何か混乱を起こさないかなというところがもしあればお聞きできればとは思いますが。

【司会者】

3番の方は割とそこはすんなり理解できたという感じですか。

【3番】

そうですね。

【司会者】

他の方で、何か例えば営利目的とか、あるいは業としてやっているとか、そういうような概念についての説明などで検察官と弁護人の説明ぶりとか、裁判官の説明ぶりとか、そういうところで混乱するとか、分かりづらかったとかいうことはありましたか。

【1番】

特になかったです。初めに裁判官の方が説明してくださって、特に検察官とか弁護人から何かあったということもなく、最初の説明で他の裁判員の方たちもみんな理解して進んでいったと思います。

【7番】

検察の方がいろいろ経緯を説明してくださって、その後で弁護の方が入るわけですけど、当然主張していることは真逆でもないですが、やはり検察の立場からすればこういうことになるんだろうとか、やっぱり弁護の方の立場からすればこれもこういうふうになるんだろうかというのはそんなに違和感なく理解できました。大きな混乱みたいなものはなかったです。

【6番】

【機密性 2】

今回弁護人の方が弁護することがないのか認知症しか持ち出していなく、検察側ははっきりすごく分かりやすく言ってくださったんですが、弁護側は頼りなく感じました。余計なことをしゃべるのに、弁護人が初めて聞いたような顔をされていたんです。そういう外国人の被告人と弁護人の方って話をしていないのかなという疑問は湧きました。

【司会者】

意思疎通についてちょっと疑問を感じられたということですか。

【6番】

被告人が余計なことを言って、弁護人が初めて聞いたような顔をして驚いていたりしていたんです。外国人の方の難しさはあると思うんですが、聞いていないことを言い出しちゃったとか、弁護士の方ってどういうふうに行っているのかなという疑問は湧きました。

【司会者】

外国人の方ということで難しく、弁護人との意思疎通ということについても難しい面があるように感じられたということですね。少し主張、立証も踏まえつつ、時間も迫ってまいりましたので、量刑評議そのもの、いよいよ中身について少し御意見を伺えたらと思います。

量刑評議として皆さん実際どれ位の時間で量刑評議されたのか、自白事件は評議の時間全てが量刑に充てられた評議時間ということになるでしょうし、事実が争われていた事件に関しましては恐らく事実認定の評議の時間と、それから量刑に充てられた評議の時間、配分があったかと思うんですけれど、その辺りどんな時間だったのか、あるいは時間配分についてどうお感じになったのかという辺りを、お一人ずつお聞きしていければなと思っていますところ。

【1番】

去年のことで余りよく覚えていないんですけども、評議が何日間か続いて、最後たしか2日間にわたって量刑に関しては話し合ったような気がします。

【司会者】

それは、評議の時間として量的にはどうでしたか。

【1番】

その裁判しか知らないのですが、何とも言いようがないですけども、先ほど申し

【機密性 2】

ましたように、事実としてやったことというのは揺るぎないものだったので、量刑データに照らして、裁判官の方からの量刑データベースの提示と説明とがあつて、長引いて大変だったということもなく、スムーズにいったんじゃないかなとは思いますが。

【司会者】

それでは、2番の方いかがでしたでしょうか。

【2番】

トータルで審理が4日間で、皆さんのお話を聞いていると比較的短い審理だったのかなと思います。この中でも評議は1日半程度のもので、実際みんなでディスカッションしたのは最初の半日と、翌日は1日のうち午前中位のもので、あとは午後は本当に実際に刑罰をどの程度のものにするかという形になりました。評議の時間も適切だったと思います。

【司会者】

標準的な密輸の事件という形で、4日の範囲でそんなに違和感なかったということですかね。3番の方は中止未遂とか自首とか、幾つか語るべきテーマがあったかと思うんですがいかがでしょうか。

【3番】

中止犯の成立の評議が一番長くかかりました。それは2日位かかりました。量刑については1日で終わったと思います。

【司会者】

そのバランスについては適切なものに感じられたかどうかいかがでしょうか。

【3番】

適切かどうかはちょっと、私は専門家じゃないので分からないですけど、そこが争点になっていましたし、お互いが主張されていたし、当事者も被告人質問でその部分については事実の話をしていましたので、そこに時間をかけるべきなんだろうなというふうに感じていました。

【司会者】

4番の方はいかがでしょうか。

【4番】

私の事件は、全体4日位に対して、量刑の具体的な話に進んでいったのは大体

【機密性 2】

半日から1日位だったかなというバランスでした。そこに対しては、特に長過ぎる、短過ぎるとか、冗長だとかは余り感じなくて、適切だったのかなと感じております。進め方に関しては、個人的にすごく丁寧によく進めていただいたなと思っていますところがあります。

【司会者】

5番の方はいかがでしょうか。

【5番】

私が経験した事件は、量刑だけを考えればいいというもので4日間行いました。裁判官の方が裁判官の意見を言うわけではなく、私見ですけどという形で言っていたいたり、雑談の中で結構和気あいあいムードを作ってくださいました。雑談の時は学校の教室のような雰囲気を作ってくださいだったり、評議に入りましょうと言った時はちゃんとメリハリがありました。最終的におさまるべきところにおさまったなという感じで、最初はとても裁判員裁判に懐疑的な方もいらしたんですが、最終的には経験できてよかったですという感じの終わり方でした。

【司会者】

今言われた雑談というのは、本当に思っていることを言いやすい雰囲気があったというような、そんな受けとめとお聞きしてよろしいですか。

【5番】

はい、そうです。

【司会者】

それでは量刑の評議という場面においてどの位の時間がかけられていたのかということについて伺えますか。

【6番】

評議は4日で、ほぼ1日、4日間やっていました。雰囲気は、自分はこう思うよという感じで和気あいあいやっていたので、本当にスムーズにいました。

【司会者】

4日間評議をされたうち量刑に関する評議をした日数は1日位でしょうか。

【6番】

【機密性 2】

1日は丸々と、あと半日程度ありました。

【司会者】

では、7番の方から事実認定と量刑についてのバランスと評議の時間をお願いいたします。

【7番】

量刑の時間なんですけれど、約7時間位だったと思います。結構私らのグループというか、担当させていただいたメンバーというのは意見が活発だったんです。初めは裁判長がリーダーになって、我々が続くような感じなのかなと最初思ったんですけど、全然そんなことなく、次々いろんな意見が出て、それでホワイトボードに全部出た意見を書いてくださって、非常にすごくフラットな感じでした。

【司会者】

意見は活発に量刑についても出ましたか。

【7番】

いっぱい出ました。

【司会者】

否認事件でしたけれど、7時間位の量刑の時間をとってホワイトボードに量刑の事情なんかを書き出して進められたという感じですね。

【7番】

他の人の意見なんかもホワイトボードを見れば当然分かりますし、ああ、こんな考えもあるのかなとか、非常に参考になりました。いろいろな面で裁判官の我々に対するお気遣いというのはすごく感じました。やってよかったと思います。

【司会者】

皆さん大体量刑評議の時は、ホワイトボードを使われて、そこに皆さんの出てきた事情、御意見を書き出しながら、それをみんなで考えるという感じですかね。

最後になりましたけれども、8番の方は否認事件の密輸ということだったと思いますが、時間配分やその辺りについて教えていただければと思います。

【8番】

結構忘れていて、今審理計画を見てどうだったかなというのを思い返してい

【機密性 2】

るんですけれども、2週間の裁判のうち、前の週でほとんど評議的なことは終わったんです。土日の休みもあったんで、メンバーの人たちも多分クリアな気持ちで次の判決に対しての時間があつたと思います。ただ、それでも翌週の月曜日は論告、検察官、弁論、弁護人、最終陳述、被告人とありますんで、立証されたことについて一つ説明きちんといただいて、そこでも自分で疑問に思っていることとか意見とかをちゃんと吸い上げてもらった上で最後の判決に行こうということになりました。付せん等を使って、他の意見に引き込まれないような感じでやっていただいて、それを全部ホワイトボードに書き出してもらった上で判決を決め、かかった時間は4時間位でした。

【司会者】

量刑に関しては4時間位をかけて、付せんを使って無記名投票のようなやり方だったんですか。

【8番】

はい。

【司会者】

割とそのやり方も皆さん多いのかなというところですかね。量刑評議について、検察官、弁護士の方々からこういう点をお聞きしたいということはあるんですか。

【酒井検察官】

検察官の酒井です。ちょっと1点だけお尋ねしたいことがございまして、検察官の論告、弁護人の弁論の中で求刑、科刑意見という検察官としては懲役これ位が相当だと思いますと、弁護人としては懲役これ位が相当だと思いますと、そういう意見も出たかと思うんですが、評議の中で求刑や科刑意見について、ある程度評議の土台に上がったのかどうかをちょっとお聞きしたいなと思います。

【司会者】

1番の方からいかがでしたか。

【1番】

結局私たちは求刑を聞いて、ああ、こんなもんなのかと初めてこれ位の年数なのかというのが分かって、あとはデータベースと照らし合わせました。土台になったかどうかは分からないですが、とにかく素人なので、大体どれ位のものなの

【機密性 2】

かということが分からないので、データベースが頼りでした。

【司会者】

2番の方はいかがですか。

【2番】

検察側の主張が10年、弁護側は5年とか6年とか、それ位だったと思うんですけれど、それが上限、下限ではないですけども、それ位の範囲内というような感じで参考にはなったと思います。

【司会者】

それでは3番の方はいかがでしたでしょうか。

【3番】

かなりなりました。みんなからは数字が分からないという意見がかなり出て、どこから出てきた数字なのかということを中心に話しました。裁判長の方から最低量刑はこうで、検察側の話は、こういうことを積み上げていくとこういうことを言っているんですという説明があり、それについて定量値はないんですかとか、そんな話も出ました。例えば包丁で一回刺したら1年とか、二回刺したら2年とか、首絞めたら3年とか、そういうのはないんですかというかなり突っ込んだ話合いを結構しました。2時間位したんじゃないでしょうか。

【司会者】

今のところについて、求刑との関係で更にお聞きしたいんですが、量刑グラフにどんな条件を入れるか、殺人未遂なんかだとかなり条件の設定の仕方によって大きな差が出て、これが密輸事件との大きな違いかなと思うところなんですけれども、求刑を聞いた際に、検察官の方からこういう条件を入れた場合にはこのグラフなので、この求刑をするという御説明は特になかったということですか。

【3番】

量刑グラフの話は最初に出て、定量値がなくて、過去の裁判例とか、法律で上限や下限について定めがあるという話だったと思います。その中で過去のデータから、これは裁判所側が持っているものと検察が持っているものと、データによらず考えをした場合にはこういうふうな判定をしているのではないかという、データ、パソコンの話とパソコンに頼らないような話と、二つのパターンで説明

【機密性 2】

をしてもらいました。2時間位かかりましたが納得はしました。

【司会者】

その説明というのは、裁判官がしていたということなんですか。

【3番】

裁判官がしてくれました。

【司会者】

検察官の方からこういう条件で入れたグラフなんですというような主張はありましたか。

【3番】

ないです。

【司会者】

そのことについてはどうですか。あった方がよかったですか。

【3番】

それはあった方がいいと思います。もっと分かりやすいと思います。

【司会者】

求刑について、どういうグラフを利用して、どういう位置付けでされているのかということが御担当された事件では分からなかったということですね。裁判官の説明を聞いてようやくという感じになったけれども、ダイレクトに言ってもらった方が分かりやすかったのではないかということですか。

【3番】

はい。

【4番】

求刑の年数については、上限と下限は大体これ位の範囲という最初のイメージとして参考になったというか、ベースになったところはあると思います。ただ、今回私が担当した事件は、覚醒剤の密輸ということで比較的性質が分かりやすいというか、どれ位の量を密輸したかというところを中心にグラフが分かりやすく表示されたものであったので、そのベースにそこまで縛られることのない判断にはなったかなと思います。

【5番】

裁判に出廷する前のペーパーの中でこういった犯罪の場合はこの位ですとい

【機密性 2】

うグラフを知識として持っていましたので、実際の検察側の論告と弁護人からの弁論について、最初の土台があった上でこの数字を見て、それを持ち帰ってみんなで議論するという形になりました。そして、何で検察がこれを主張しているのか、何で弁護人がこれを言っているのかということもそれなりに納得した上でまた評議に入るといった形をとりました。両方の数字を少なくとも私は参考にした上で話合いに臨みました。

【司会者】

ありがとうございます。今言われた事前に御覧になっていたというのは、量刑データベースを論告、求刑の前に一回御覧になっていたということでしょうか。

【5番】

そうです。

【司会者】

あらかじめその量刑データベースを概観した上で論告、弁論を聞いたことで分かりやすかったという印象ですか。

【5番】

はい。

【6番】

私の場合、検察官は初め11年と言われて、こんなに重たいのかなと思いました。その後決める時に、求刑は参考にし、基本はデータベースを見て、あと本人が反省しているとか、今後大丈夫なのかなということを考えました。

【7番】

私の場合、検察の求刑は4年でした。確かにデータベースがないと、我々素人ですから、やはりどの程度にしていいいか分からないということは事実なんです。

事件もやっぱり1個1個違うと思うんです。そこに至るまでのやはり伏線というのが絶対あるはずなんです。例えば、ちょっと笑われるかもしれませんが、赤穂浪士の討ち入りについて、いきなり吉良邸に押しかけて、門を壊して、年寄りを引きずり出して首を切ったといたら、これ乱暴狼藉にしか見えないですね。でも、松の廊下以前の話から見れば、犯罪を認めているわけではありませんが、あれも犯罪というか義憤に駆られたものと見ることもできるかもしれませんが、ですから、公判前の整理をやってくださることはありがたいんですが、

【機密性2】

そこで漏れちゃったもの、検察とか裁判所とか弁護士さんは我々に提示されたもの以外のものを結構持っていると思うんですよね。もうちょっとその辺についても欲しいなと思います。

【司会者】

先ほどもおっしゃっておられましたけど、どの事実を審理に出すのか出さないのかという選び方について、審理の日程等のバランスはあるけれども、知りたいと思うような事実はやっぱり出してほしいということですね。動機に関わるような、経緯に関わるようなところについては知りたいという気持ちはおありだったということかなと思います。

御担当された事件が偽造通貨の行使ということで、データベースが少ないような面があったのか、それともデータベースを見て割とそれなりの件数があって、特にデータベースの使い方では困らなかったのかお聞きしたいと思います。

【7番】

全く問題なかったです。余りデータベースばかりやると機械的過ぎるかなと思います。我々、罪を犯した人も人間、裁く人も人間なんですから、やっぱりもうちょっと欲しかったなというのはあります。

【8番】

量刑データベースのグラフでこの位に相当するということを説明してもらいました。裁判長の方の説明が妥当なものであると納得しました。

【司会者】

量刑データベースを使うに当たって、どの量刑の表を使うのか、こんなデータを見たいとか、あんなデータを見たかったとか、あるいは量刑のデータを見るタイミングなんかについて感じられたことはありましたか。

【8番】

私の事件では、出すタイミングとして、もっと後に見るべきものなのかなというふうには思います。

【司会者】

ちょっと見るタイミングが早かったかなという印象はお持ちなんですか。

【8番】

かもしれないです。グラフの山の部分に相当する条件を詳しく述べてもらっ

【機密性 2】

てからそれを見せてもらえればと思いました。

【司会者】

評議はある程度進んだ後でグラフを見たんですけれども、もう少し量刑についての議論を進めた後でグラフを見てもよかったかなという印象ですか。

【8番】

はい。

【司会者】

その辺りの量刑グラフを見ていただくタイミングというのは、事案によって早く見ていただくことがよい事案もあれば、余り早々とお見せするよりはある程度充実した評議をした上で見ていただく方がいい事案もあったりと、その辺も少し事案に応じて裁判所としても考えていかなければいけないでしょうし、また当事者においても量刑グラフの示し方、密輸などはある程度類型的に見せるグラフが決まってくるという面がありますけれど、そうではない個性のある事案、特に殺人未遂とか、そういったものについてどんな条件のグラフを前提に求刑されているのかなということについてもまた検察官にも弁護人にも御工夫をいただく必要があるのかな、そんな印象を今聞いていて持ちました。

裁判員経験者の方々からは是非この点は何かお伝えしたいということがありますか。

【7番】

裁判員制度ができて10年ということで、私がかねがね欧米の陪審員制度が非常に民主的でいいかなと思っていました。日本もそのような制度を取り入れたということは国策でやっているわけですから、私も参加させていただいて非常に有意義でしたし、やはり周りにも広げたいと思います。中には裁判なんか専門家がやればいいんだよというような方が結構いらっしゃるんです。しかし、そうではなくて、実際裁判員やってみるとこういういろんなことが分かるよということをやはり地道に伝えていきたいなと思います。

【司会者】

大変前向きな、建設的な御意見をいただきましてありがとうございます。

それでは、本日の意見交換会はこの程度とさせていただきます。長時間お付き合いいただきまして、誠にありがとうございました。

【機密性 2】